

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>（電子決済等代行業の届出書の記載事項）</p> <p>第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二十一条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。</p>	<p>（電子決済等代行業の届出書の記載事項）</p> <p>第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二十一条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。</p>

(電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第二十三条 法第十八条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子決済等代行業(銀行法第二十一条に規定する電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)に係る行為のうち、同項各号に掲げる行為(銀行法施行規則第一条の三の三に定める行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(同令第一条の三の三に定める行為を除く。)のいずれも行う場合は、その旨)

〔二・三 略〕

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〔略〕

- 二 電子決済等代行業の業務(銀行法第二十一条第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行のための体制

三 〔略〕

(金銭等の預託の禁止から除かれる場合)

第四十六条 法第二十七条に規定する顧客の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす

(電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第二十三条 〔同上〕

- 一 電子決済等代行業(銀行法第十七条に規定する電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)に係る行為のうち、同項各号に掲げる行為(銀行法施行規則第一条の三の三に掲げる行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(同令第一条の三の三に掲げる行為を除く。)のいずれも行う場合は、その旨)

〔二・三 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

- 二 電子決済等代行業の業務(銀行法第十七条第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行のための体制

三 〔同上〕

(金銭等の預託の禁止から除かれる場合)

第四十六条 〔同上〕

る。

〔一〇六 略〕

七 協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして信用協同組合代理業を行う協同組合による金融事業に関する法律第六條の四に規定する信用組合等が信用協同組合代理業として行う場合

八 「略」

九 信用金庫法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして信用金庫代理業を行う信用金庫法第八十五條の二の二に規定する金庫等が信用金庫代理業として行う場合

十 「略」

十一 長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行法第十六條の七に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業として行う場合

十二 「略」

十三 労働金庫法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして労働金庫代理業を行う労働金庫法第八十九條の四に規定する金庫等が労働金庫代理業として行う場合

十四 「略」

〔一〇六 同上〕

七 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして信用協同組合代理業を行う協同組合による金融事業に関する法律第六條の四に規定する信用組合等が信用協同組合代理業として行う場合

八 「同上」

九 信用金庫法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして信用金庫代理業を行う信用金庫法第八十五條の三に規定する金庫等が信用金庫代理業として行う場合

十 「同上」

十一 長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行法第十六條の七に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業として行う場合

十二 「同上」

十三 労働金庫法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして労働金庫代理業を行う労働金庫法第八十九條の四に規定する金庫等が労働金庫代理業として行う場合

十四 「同上」

十五 銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして銀行代理業を営む同条第一項に規定する銀行等が銀行代理業として行う場合

〔十六〇十九 略〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 〔略〕

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規

十五 銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして銀行代理業を営む同条第一項に規定する銀行等が銀行代理業として行う場合

〔十六〇十九 同上〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預

定する特定預金等（第九十三条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

〔二〕ト 略〕

千 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 〔略〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕十四 略〕

十五 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。）をいい、暗号等資産等（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。）を除く。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら

金等（第九十三条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

〔二〕ト 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三 〔同上〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 〔同上〕

〔一〕十四 同上〕

十五 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。）をいい、暗号等資産等（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。）を除く。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当

<p>、当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付けの媒介又は委託の媒介を行う行為 「十六〇二十六 略」 「2・3 略」</p>	<p>該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付けの媒介又は委託の媒介を行う行為 「十六〇二十六 同上」 「2・3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	